

令和8年6月から入院時の食事・居住費が変わります

健康保険法施行令の改正により、令和8年6月より入院時の食事・居住費（食事療養標準負担額・生活療養標準負担額）が以下のとおり引き上げられます。

【変更点】

食事療養負担額

入院時の食費1食につき、40円引きあがることになりました。また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省で定める患者様については、1食につき20円～30円の引き上げとなっています。

		1食あたりの負担額		
		令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降	
一般		510円	550円	
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)	
	低所得者Ⅰ	70歳未満	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
		70歳以上75歳未満	110円	130円
指定難病・小児慢性特定疾病患者		300円	330円	

65歳以上の患者様が療養病床に入院したときの生活療養標準負担額

65歳以上の患者様が療養病床に入院したときの食費も、同じく1食につき40円引きあがることとなりました。

また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省で定める患者様については、1食につき20円～30円引き上げる内容となっています。居住費についても1日60円引き上げられることとなりました。

		1食あたりの負担額		1日あたりの居住費負担額	
		令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降	令和8年5月31日以前	令和8年6月1日以降
課税世帯		510円	550円	370円	430円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円 (医療の必要性の高い方・91日目以降は190円)	270円 (医療の必要性の高い方・91日目以降は220円)	370円	430円
	低所得者Ⅰ	140円 (医療の必要性の高い方は110円)	160円 (医療の必要性の高い方は130円)	370円	430円
指定難病患者		300円	330円	0円	0円